

新旧対照表

○指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成十二年千葉県規則第百七号）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）その他の法令に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）その他の法令に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(申請、届出等の様式)</p>	<p>(指定又は許可の申請)</p>
<p>第二条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に定める様式により行うものとする。</p>	<p>第二条 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十条第一項及び第百十五条の二第一項の規定による指定又は開設の許可の申請</p>
<p>一 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七十条第一項及び第百十五条の二第一項の規定による指定又は開設の許可の申請</p>	<p>は、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、介護保険施設</p>
<p>二 法第七十条の二第一項（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第百八条第一項並びに旧法第百七条の二第一項の規定による指定の更新又は開設の許可の更新の申請</p>	<p>指定（許可）申請書（別記第一号様式）により行うものとする。</p>
<p>三 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更の申請</p>	
<p>四 法第七十一条第一項ただし書（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項ただし書（法第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による別段の届出</p>	
<p>五 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第百十三条第一項及び第百十五条の五第一項並びに旧法第百十一条の規定による変更の届出</p>	
<p>六 法第七十五条第一項、第九十九条第一項、第百十三条第一項及び第百十五條の五第一項の規定による再開の届出</p>	
<p>七 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第百十三条第二項及び第百十五條の五第二項の規定による廃止又は休止の届出</p>	

- 八 法第九十一条及び旧法第百十三条の規定による指定の辞退の届出
- 九 法第九十四条第二項及び第百七条第二項の規定による変更の許可の申請
- 十 法第九十五条第二項及び第百九条第二項の規定による承認の申請
- 十一 法第九十八条第一項第四号及び第百十二条第一項第四号の事項に係る許可の申請
- 十二 旧法第百八条第一項の規定による指定の変更の申請

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(指定又は許可の更新の申請)

第二条の二 法第七十条の二第二項（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条の二第二項、第九十四条の二第二項及び第百八条第一項並びに旧法第百七条の二第二項の規定による指定の更新又は開設の許可の更新の申請は、指定居宅サービス事業所、指定介護予防サービス事業所、介護保険施設指定（許可）更新申請書（別記第一号様式の二）により行うものとする。

(指定の変更)

第二条の三 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更は、指定特定施設入居者生活介護指定変更申請書（別記第一号様式の三）により行うものとする。

(指定居宅サービス事業者等の特例に係る別段の申出)

第三条 法第七十一条第一項ただし書（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項ただし書（法第百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による別段の申出は、指定居宅サービス事業者等の指定を不要とする旨の申出書（別記第二号様式）により行うものとする。

(変更の届出等)

第四条 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第百十三条第一項及び第百十五条の五第一項並びに旧法第百十一条の規定による変更の届出は、変更届出書（別記第三号様式）により行うものとする。

2 法第七十五条第一項、第九十九条第一項、第百十三条第一項及び第百十五条の五第一項の規定による再開の届出は、再開届出書（別記第四号様式）により行うものとする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(市町村等への情報提供)

第三条 知事は、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は介護保険施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 事業者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地（当該指定に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

3 ~~法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第一百十三条第二項及び第一百五~~
~~条の五第二項の規定による廃止又は休止の届出は、廃止（休止）届出書（別~~
~~記第四号様式の二）により行うものとする。~~

~~（指定の辞退の届出）~~

~~第五条 法第九十一条及び旧法第一百十三条の規定による指定の辞退は、指定辞~~
~~退届出書（別記第五号様式）により行うものとする。~~

~~（開設許可事項の変更の申請）~~

~~第六条 法第九十四条第二項及び第一百七条第二項の規定による変更の許可の申~~
~~請は、介護老人保健施設、介護医療院開設許可事項変更申請書（別記第六号~~
~~様式）により行うものとする。~~

~~（医師以外の管理者の承認の申請）~~

~~第七条 法第九十五条第二項及び第一百九条第二項の規定による承認の申請は、~~
~~介護老人保健施設、介護医療院管理者承認申請書（別記第七号様式）により~~
~~行うものとする。~~

~~（広告の許可の申請）~~

~~第八条 法第九十八条第一項第四号及び第一百十二条第一項第四号の事項に係る~~
~~許可の申請は、介護老人保健施設、介護医療院広告事項許可申請書（別記第~~
~~八号様式）により行うものとする。~~

~~（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）~~

~~第九条 旧法第一百八条第一項の規定による指定の変更の申請は、指定介護療養~~
~~型医療施設変更申請書（別記第九号様式）により行うものとする。~~

(市町村等への情報提供)

第十条 知事は、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は介護保険施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

- 一 事業者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地（当該指定に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

- 二 指定又は許可に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- 三 指定若しくは許可、指定の辞退又は指定若しくは許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- 四 サービスの種類
- 五 事業開始年月日
- 六 運営規程
- 七 介護保険事業所番号
- 八 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第七十一条第一項本文（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項本文（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により法第四十一条第一項本文の指定のあったものとみなされる場合について準用する。

3 知事は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

- 二 指定又は許可に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- 三 指定若しくは許可、指定の辞退又は指定若しくは許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- 四 サービスの種類
- 五 事業開始年月日
- 六 運営規程
- 七 介護保険事業所番号
- 八 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第七十一条第一項本文（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項本文（法第百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により法第四十一条第一項本文の指定のあったものとみなされる場合について準用する。

3 知事は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

（委任）

第十一条 この規則に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別に定める。